

令和4年度第2回本庄市総合教育会議 次第

日 時：令和4年6月30日（木）
午後1時30分～
場 所：本庄市役所 職員厚生室

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 教育長挨拶

4. 議 題

(1) 総合振興計画次期基本計画 教育文化分野の取組みについて
(意見交換) 資料1

(2) 次期教育大綱の策定について（協議）

資料2-1
資料2-2

5. そ の 他

6. 閉 会

【配布資料】

資料1：総合振興計画次期基本計画（案）教育文化分野

資料2-1：次期教育大綱の策定について

2-2：本庄市教育大綱

参考資料：本庄市総合教育会議運営要綱

総合振興計画次期基本計画（案）

（令和 5 年度～令和 9 年度）

教育文化分野

教育文化分野

～未来を拓く人を育み、
歴史と文化の薫るまち～

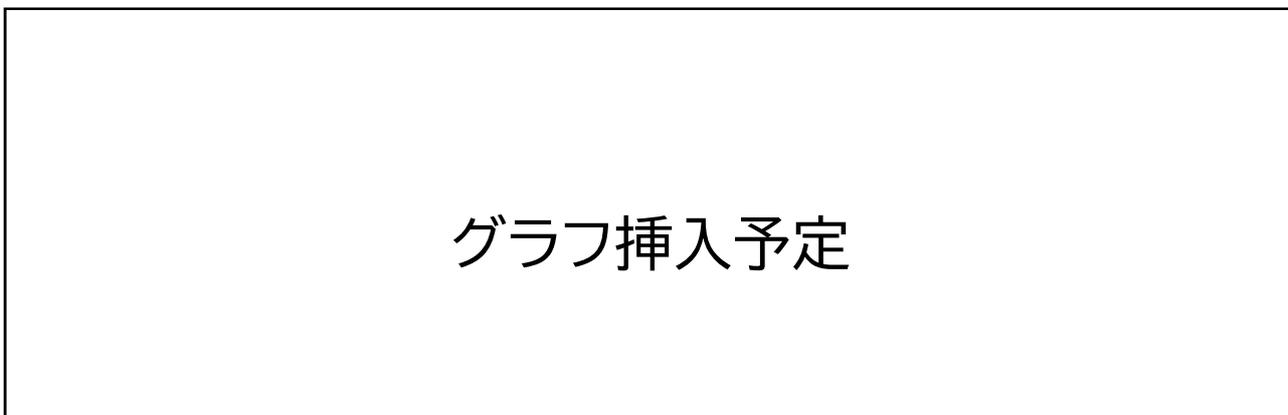
- 1 確かな学力と自立する力の育成
- 2 豊かな心と健やかな体の育成
- 3 教育環境の整備
- 4 生涯学習の活発化
- 5 文化財の保護と活用の推進
- 6 生涯スポーツ・レクリエーションの促進

確かな学力と自立する力の育成

めざす姿

- 自ら学び主体的に判断・行動し、よりよく問題解決できる、「確かな学力」が身につけています。
- 学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組んでいます。

成果指標	現状値	目標値
学力調査の平均正答率 小6 国語		
学力調査の平均正答率 小6 算数		
学力調査の平均正答率 中3 国語		
学力調査の平均正答率 中3 数学		



現況と課題

- グローバル化や技術革新の進展、人口減少や経済規模の縮小など、社会の変化が激しくなっており、今後その変化は一層激しくなると見込まれる中、経験したことのない未知なる課題に対応できる力を児童生徒が身につけていくことが求められます。
- 本市では、「本庄型授業スタンダード」を柱とした授業改善や学力向上策に全市をあげて取り組んでおり、学力は向上傾向にあります。今後も、成果が見られる取組を市全体で共有し、引き続き確かな学力の育成を推進していく必要があります。また、児童生徒が自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造できる力を伸ばせるよう、主体的・対話的で深い学びを実現していく必要があります。
- 本市では市内全16小中学校がコミュニティ・スクールとなっています。少子高齢化や地域社会の構造変化など児童生徒を取り巻く環境が大きく変わっている中、家庭や地域の力を活用しながら、連携・協働により「地域とともにある学校づくり」に取り組んでいくことが重要です。

施策の取組内容 [施策中項目]

①指導方法の工夫改善と確かな学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●指導方法の工夫改善を進め、学ぶ意欲を高め、基礎基本の徹底を図るとともに、思考力・判断力・表現力の育成に取り組み、学力の向上を図ります。 ●小中学校の連携を推進し、9年間を見通した教育を推進します。 ●児童生徒を支援する補助教員の配置や学習の機会の充実を図り、個に応じた指導を推進します。 ●ICTを活用した指導方法の工夫改善を進めます。 ●英語教育のさらなる充実など、今日的な教育課題への対応を図っていきます。
②家庭や地域と連携し、地域とともにある学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の経営方針を明示するなど、家庭や地域の人々へ積極的に情報の発信を行います。また、家庭や地域との連携や協働をさらに進め、地域とともにある学校づくりを進めます。
③進路指導・キャリア教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒一人一人が進路に対する目的意識を高めるとともに、児童生徒一人一人に夢や志を育てる教育活動を進めます。 ●キャリアに関する学習や各教科の学習等を通して、勤労観や職業観を育てます。
④教員の資質能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の課題研究等の研修会に積極的に指導者等を派遣するなどの支援をしていきます。 ●学力向上をはじめとする様々な教育課題解決に結びつく研修を実施し、教員の資質の向上を図ります。
⑤特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒一人一人が、社会で自立できる自信と力を育むことができるよう、合理的配慮に基づく特別支援教育的手法を取り入れた教育活動を推進します。 ●児童生徒の障害に合わせた特別支援教育を推進するとともに、きめ細やかな就学支援を推進します。

協働による取組

- 地域に開かれた学校づくりを推進し、学校の教育力を向上させるため、地域ボランティアや地域の各種団体、関係機関等を加え組織された「学校応援団」の活動(学校ファーム・PTA読み聞かせ・ゲストティーチャー・登下校の見守りなど)を継続するとともに、さらに充実を図ります。また、コミュニティ・スクールの運営等を通じ、家庭や地域との連携・協働による「地域とともにある学校づくり」を推進していきます。

豊かな心と健やかな体の育成

めざす姿

- 人権意識が生まれ、明るくいきいきと学校生活を送っています。
- 体力の向上が図られ、健やかな体が育まれています。
- 児童生徒一人一人が自分らしさを発揮し、「明日また行きたい」と思える学校となっています。

成果指標	現状値	目標値
「学校へ行くのが楽しい」と答えた割合 小6		
「学校へ行くのが楽しい」と答えた割合 中3		
体力テストで上位3段階の割合 小5		
体力テストで上位3段階の割合 中2		

グラフ挿入予定

現況と課題

- 本市においては、児童生徒の学校生活に対する満足度は比較的高い水準にあり、落ち着いた学校生活を送っている状況が伺えます。一方で、インターネット上での誹謗中傷などが社会問題となっており、いじめや不登校の問題は深刻化・複雑化の傾向が見られ、本市においても対応が求められる重要な課題です。
- 本市では、「埴保己一」の市独自の教材を用いた道徳教育や、児童生徒だけでなく保護者も相談できる体制の整備等を行っています。今後も、他者の痛みがわかる子どもたちを育成し、「いじめをしない・させない・見逃さない」意識を醸成するとともに、児童生徒に寄り添い、支援ができるよう教育相談や生徒指導体制の充実を図ることが必要です。
- また、全国体力・運動能力等調査において体力合計点を5段階に分けた結果では、上位3段階の割合は概ね8割台で推移しているものの、まだ体力が十分についていない児童生徒も見受けられ、「運動の二極化」の問題が懸念されます。今後更なる体力の向上を図り、運動に親しむ児童生徒を育成するため、体育の授業や体育的活動の充実、健康教育の充実が必要となります。
- 新型コロナウイルスは、児童生徒にストレスや運動不足による心身の不調、多様な学習機会や交流機会の喪失、コミュニケーション阻害などのマイナスの影響があるのではないかと考えられています。学校では今後、感染症対策と児童生徒の健やかな学びを保障することとの両立を図ることが必要です。各学校では、地域や学校の実情を踏まえ、保護者の協力を得ながら児童生徒の状況を丁寧に把握し、学びを止めないよう指導、支援します。

施策の取組内容 [施策中項目]

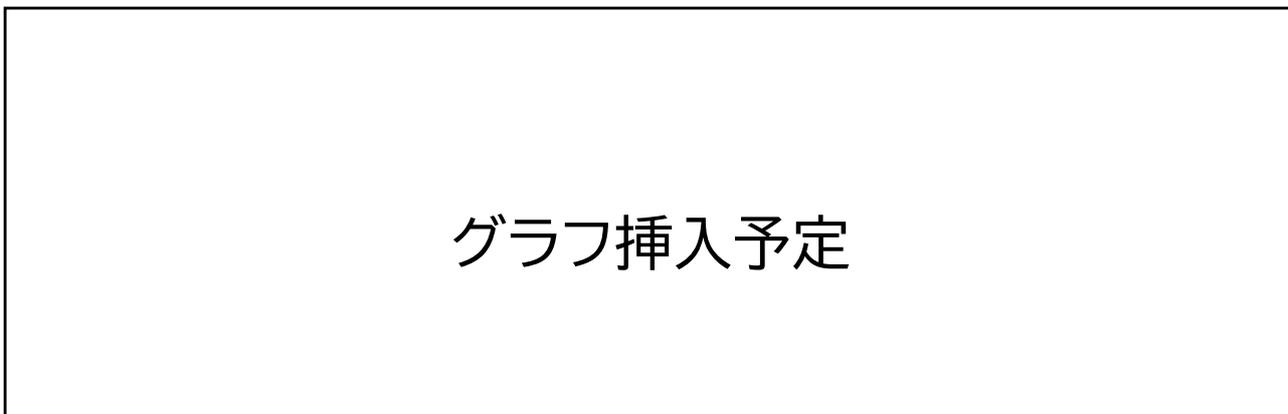
<p>①生命の尊さを自覚し、他者の痛みがわかる児童生徒の育成</p>	<p>●学校間の連携・交流、ボランティア活動などの社会体験、自然体験、高齢者や障害のある人等との交流活動など、豊かな体験活動を通じて、自他の生命を尊重し、他者の痛みを共有できる心を醸成し、豊かな人間性を育みます。</p>
<p>②学校教育相談体制の充実</p>	<p>●各学校に配置された「さわやか相談員」、「スクールカウンセラー」、「スクールソーシャルワーカー」を活用し、小中学校が連携した教育相談体制の充実を図ります。また、「子どもの心の相談員」を継続配置し、相談に行けない児童生徒及び保護者の電話相談を実施します。</p> <p>●「学校生活アンケート(学級集団アセスメント)」等を実施し、より良い学校生活やあたたかい人間関係づくりを進め、いじめ・不登校の未然防止や解消を目指します。</p>
<p>③人権教育の推進</p>	<p>●学校の全教育活動を通して、人権についての正しい理解を深め、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育てます。</p> <p>●児童生徒が、自他の生命や人権を尊重し、他者の痛みがわかる人権感覚を育む教育を進めていきます。</p>
<p>④道徳教育の充実</p>	<p>●特別の教科「道徳」の時間を核として、全教育活動を通して、道徳教育の推進を図り、豊かな心を育みます。</p> <p>●無言膝つき清掃やボランティア活動などを意図的、継続的に実施し、教師をはじめ、児童生徒が互いに認め合い、たたえ合う、自己有用感を高める教育活動を進めます。</p> <p>●塙保己一の生き方に学ぶ学習を推進します。</p>
<p>⑤生徒指導体制の充実</p>	<p>●校内生徒指導体制を確立するとともに、あらゆる教育活動を通して、積極的な生徒指導を推進するとともに、学校・家庭・地域や関係機関が一体となって、非行・問題行動の防止に取り組みます。</p>
<p>⑥体力向上と健康づくりの推進</p>	<p>●運動の楽しさや喜びを味わうことのできる授業を実践し、運動に親しむ児童生徒を育むとともに、体育的活動の充実を図り、体力の向上を図ります。</p> <p>●健康・安全に関する学習や家庭と連携した基本的な生活習慣の定着により、生涯にわたる健康づくりを進めます。</p>

教育環境の整備

めざす姿

- 児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、適切な支援員等の配置や登下校の安全対策が行われています。
- 安全・安心で明るい教育環境が整備されています。
- ICT機器が様々な学習の場面において、効果的に活用され、誰もがICT教育を受けられる環境づくりが進んでいます。

成果指標	現状値	目標値
学校の支援員等の人数		
学校の大規模改修の進捗(実施割合)		



現況と課題

- 多様化した教育課題に対応し、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、支援員や相談員などの配置により学校を支援する体制の整備が求められています。本市では、実態に合わせて各種支援員を増員し、学習環境の充実を推進していますが、継続的な人材の確保が課題となっています。また、児童生徒の登下校時の安全を守るために、自治会・PTA 等と連携した市民協働による安全対策を推進することが求められます。
- 学校施設の整備については、トイレ環境改善のための改修工事が完了するなど、施設の環境改善を進めてきました。今後は、これからの学びに対応すると共に、健やかな学習・生活空間を実現するための施設整備を計画的に進める必要があります。
- 急速に社会の ICT 化が進む中で、児童生徒の情報活用能力の育成や、ICT 活用による授業の質の向上が求められています。本市では、GIGA スクール構想に基づき、児童生徒一人一台端末、大型提示装置等の教育機器を整備しました。また、児童生徒によるグループ学習や教師と児童生徒間の双方向型学習の推進のため、ネットワーク環境等増強を図りました。今後、SINET への参加を目指し、より児童生徒の学習の深化を図れるよう支援していくことが求められます。
- 放課後の児童生徒の過ごし方に関する課題やニーズは、複雑化、多様化しています。今後は、児童生徒・保護者・学校・地域などがそれぞれの立場から、児童生徒の「放課後の過ごし方」について調査・研究する必要があります。

施策の取組内容 [施策中項目]

① 各種支援員の充実	●多様化した教育内容や教育方法、教育課題等に対応するため、支援員等を各学校の実態に応じて配置し、学習環境の充実を図ります。(学習補助教員、さわやか相談員、ふれあい教室相談員、学校図書館支援員、ICT 支援員、部活動指導員等)
② 児童生徒の安全確保	●児童生徒の登下校における安全を確保するため、学校・自治会・PTA 等との連携・協力を推進し、地域全体で児童生徒の安全を確保する取組を行います。また、通学路の安全点検や見守りボランティアによる登下校の見守りを推進します。 ●遠距離通学の児童生徒にはスクールバスやデマンドバス、あるいはタクシーの利用などにより登下校の安全確保を図ります。
③ 学校施設の整備充実	●児童・生徒だけでなく全ての利用者にとって安全・安心で、これからの学びに対応した健やかで明るい教育環境の整備を目指し、老朽化した学校施設の改修を計画的に推進します。
④ 教育機器の整備充実	●教育内容の充実や教育効果を高めるため、実情に則した教材・教具などの整備に努めます。また、よりスムーズなグループ学習や双方向型学習を推進するため、ネットワーク環境の管理、増強を図り、SINET への参加を検討していきます。

協働による取組

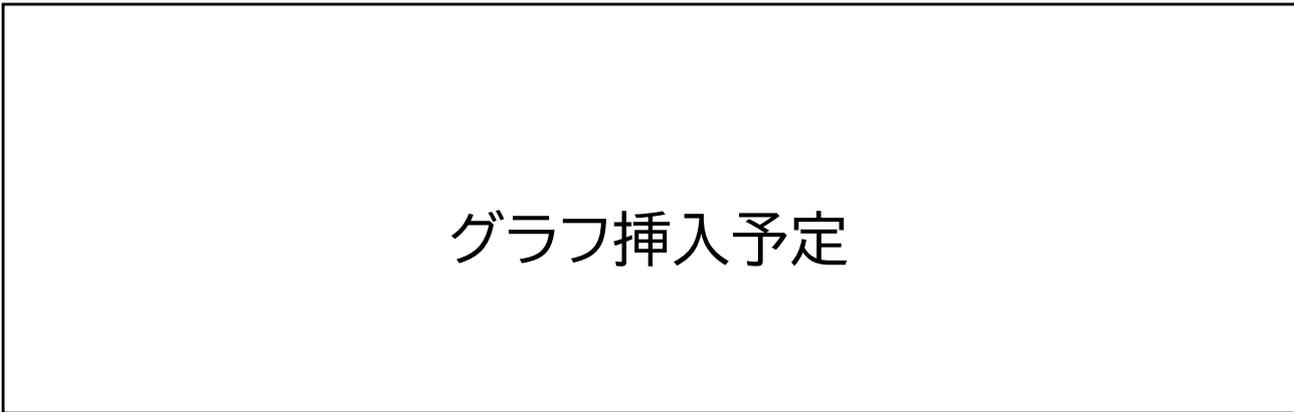
- 児童生徒の登下校時の安全を守るために、自治会・PTA・地域の皆様等と連携した見守り活動や通学路安全点検など、安全対策を推進します。
- 令和5年度から3年間を「改革集中期間」として行う予定である、中学校の休日の部活動指導を地域にゆだねる「地域移行」に対応するため、地域との連携を深めるとともに、実施方法について研究、検討を行います。

4 生涯学習の活発化

めざす姿

- 魅力的な学習プログラムや、参加しやすい**週末等の講座**が増えるとともに世代間交流が活発化し、生涯学習に参加する市民が増えています。
- 市民の生涯学習を支える**知の拠点**として、図書館が活発に利用されるとともに若い世代が学習・交流の場として活用しています。

成果指標	現状値	目標値
市民総合大学の受講者数		
図書館利用者数		



現況と課題

- 本市では、各種講座の開催や学びの場の提供を通し、芸術文化の振興、青少年の健全育成、家庭教育等を推進してきました。個人の価値観やニーズの多様化を踏まえ、生涯学習活動の機会の充実を引き続き推進するとともに、**学びたい人に、より多くの情報提供等を行うことで**、世代や性別に関わらず市民が個性を活かして活躍できる仕組みづくりが求められています。そのためには、民間団体やNPO 法人の協力や、基本協定を締結している早稲田大学との連携などを含め、**本市における関連主体との協働により取組を進めていく観点**が重要です。
- 家庭の教育力向上のため中心となって活動している本庄市親の学習推進委員が減少していることから、委員の確保や育成が必要**となっています。
- 芸術文化の発表や鑑賞の機会を提供する文化会館は、地域の芸術文化を振興し、新たな学びへの機会づくりに重要な役割を果たしています。引き続き市民に有効活用してもらうため、計画的な施設の改修や機能の充実が必要となっています。**また、市民のニーズを踏まえた発表や鑑賞の機会の提供方策について検討していくことが求められます。**
- 図書館については、**新型コロナウイルス感染症の影響もあり**、近年利用者数が低迷しています。市民の知的要求に応え、生涯学習を支える**知の拠点**として、蔵書やサービスを引き続き充実させ、**中高生を含めた幅広い年代の市民の利用を促進する必要があります**。また、各種講座や故郷の歴史を紐解く郷土資料の充実も重要です。

施策の取組内容 [施策中項目]

①生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●幅広い世代の市民が満足できるよう、工夫を凝らした魅力ある講座を開催します。 ●生涯学習の拠点となる公民館を適正に維持管理するとともに、クラブ活動等利用の活発化を図ります。
②早稲田大学との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ●早稲田大学との連携を推進し、市民総合大学をはじめとする各種講座において市民に学びの場を提供し、生涯学習講座への参加の拡大・充実及び地域の活性化を図ります。 ●子ども大学ほんじょうでは実行委員会を組織し、子どもの知的好奇心を刺激する学びの場を提供します。
③芸術文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の芸術文化活動の活発化を図るため、芸術文化を発表・鑑賞・創作できる機会の充実を図ります。 ●芸術文化活動に積極的に取り組む地域人材の活用を図ります。
④青少年教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭や地域、青少年育成関係団体と連携し、安全で安心な環境整備に努め、青少年が健やかに成長できる社会づくりを推進します。また、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設けて、学習や様々な体験や交流活動の支援を行います。 ●青少年が生きることのすばらしさを実感できる教育プログラムの実施を進めます。
⑤家庭教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て団体や関係機関と連携し、親の学習推進委員の確保や育成を行い、家庭での教育力、指導力の向上を図る親の学習事業を推進します。
⑥図書館の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●蔵書の充実、読書講座・おはなし会・企画展等の開催、窓口・レファレンスサービスの充実により、魅力ある環境を整えると同時に、利用の少ない中高生の利用促進に取り組みます。 ●本市出身の社会思想家石川三四郎の関連資料を保全・展示するとともに、塙保己一や絹産業遺産関連資料など幅広く収集し、活用を図ります。また、貴重な資料をデジタル化し、利便性の向上を図ります。 ●読書機会の拡大と利便性の向上を図るために、電子図書館の整備について、調査研究に努めます。

協働による取組

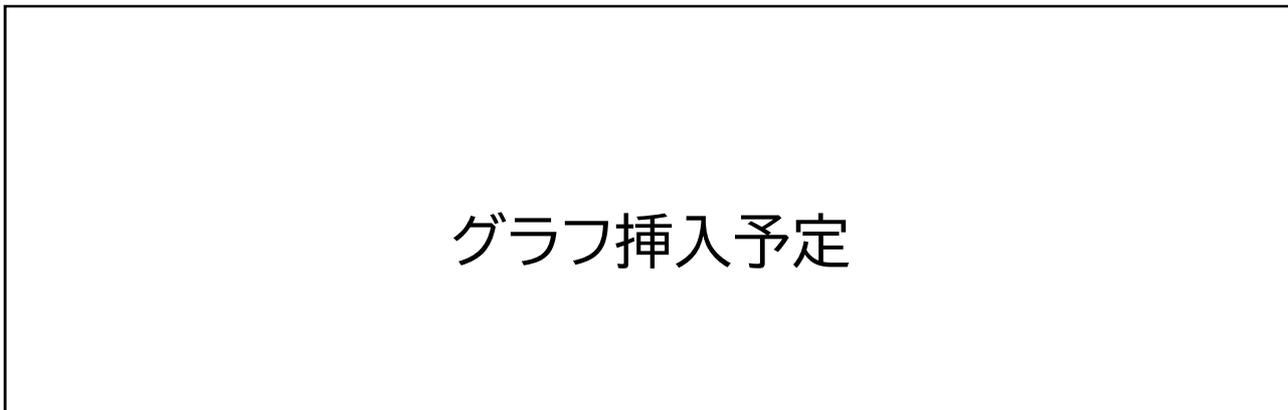
- 子どもの知的好奇心を刺激する「子ども大学ほんじょう」や、親の力を高め、家庭での教育力の向上を目指す「親の学習」事業、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け学習や様々な体験や交流活動の支援を行う小学生学習支援事業、読書活動の推進を図るおはなし会・ブックスタート等の事業において、産・学・官・地域などの幅広い連携により充実を図ります。
- 芸術文化を発表・鑑賞・創作できる機会の充実に向けて市民との協働を図り、積極的に取り組む地域人材の活用を推進します。

文化財の保護と活用の推進

めざす姿

- 文化財が大切に保護され、継承されています。
- 文化財が学校教育や生涯学習の場で活用され、理解が深まっています。
- 文化財が活用され、地域の活性化や本市のPRに貢献しています。

成果指標	現状値	目標値
本庄早稲田の杜ミュージアム入館者数		
塙保己一記念館入館者数		
競進社模範蚕室入館者数		



現況と課題

- 本市においては、指定文化財等のほか、郷土資料や考古資料を多数保存しており、500か所以上の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)があります。これらの貴重な財産を保護し未来へと継承していくとともに、広く一般に公開し、活用していく必要があります。
- 令和2年には本庄早稲田の杜ミュージアムを開館しており、市内文化財施設等への入館者数は増加傾向にあります。見学可能な3施設の魅力を発信し、多くの人に見学に訪れてもらうとともに、郷土の偉人の功績や本市の歴史について理解を深めてもらう取組や、安全に安心して見学できる環境の維持に向けた建物・設備の整備を図ることも重要です。
- また、公民館や学校等との連携のもと、市民と地域文化との接点を確保し、興味の喚起と理解促進を図る取組や、各地域で行われている伝統文化を保護・継承する取組も必要です。
- 本市においても少子高齢化などによる担い手(後継者)不足を背景に文化財の滅失や散逸等が問題となっています。文化財の保存・活用の枠組みとなる文化財保存活用地域計画を作成し、まちづくりに活かしつつ地域社会総がかりで保存・活用を図っていく必要があります。

施策の取組内容 [施策中項目]

<p>① 指定文化財等の整備と活用</p>	<p>●国指定史跡塙保己一旧宅をはじめ、市内にある県・市指定文化財や、国登録有形文化財等を適切に保護するとともに、それら貴重な財産を広く紹介し、地域の中で活用するための整備を行います。また、価値のある文化財は、積極的に指定をしていきます。</p>
<p>② 文化財施設等の充実と活用</p>	<p>●塙保己一記念館、本庄早稲田の杜ミュージアム、競進社模範蚕室等の文化財施設とともに郷土の偉人の功績を市内外に広く発信し、入館者の増加と地域の活性化を図ります。歴史的建造物である旧本庄警察署と競進社模範蚕室については、建物の維持保全のために必要な対策を講じます。</p>
<p>③ 郷土資料の保存と活用</p>	<p>●市内に残された古文書や行政文書等の歴史的な資料を適切な環境で保存するとともに、それらの整理分類、デジタル化を進めます。また、その成果を「本庄市郷土叢(そう)書」等の冊子として刊行するなど、郷土への理解を深めるための活用を図ります。</p>
<p>④ 埋蔵文化財の保護と活用</p>	<p>●市内にある埋蔵文化財包蔵地の保存に努め、開発者と調整を図ります。やむを得ず取り壊す場合は発掘調査を行い、報告書として刊行します。</p> <p>●出土遺物については、展示・発表の機会を増やし、より多くの人々が観賞できるよう取り組みます。また、収蔵場所の集約化と適切なスペースの確保を図ります。</p>
<p>⑤ 地域文化の理解と普及</p>	<p>●公民館との連携による歴史講座や、学校との連携による出前授業などを行い、地域文化の理解と普及を促進します。また、古い民具や農具に触れたり、実際に使ってみる機会を提供し、昔の生活への理解と郷土愛の醸成を図ります。</p>
<p>⑥ 伝統文化の保護と継承</p>	<p>●市内各地域で行われている祭りや伝統行事をはじめとする、地域の中で育まれた伝統文化を保護し、これらの継承活動を支援します。また、実演機会の増加等により後継者の育成を支援するなど、地域の文化遺産として未来へ継承できるよう取り組みます。</p>

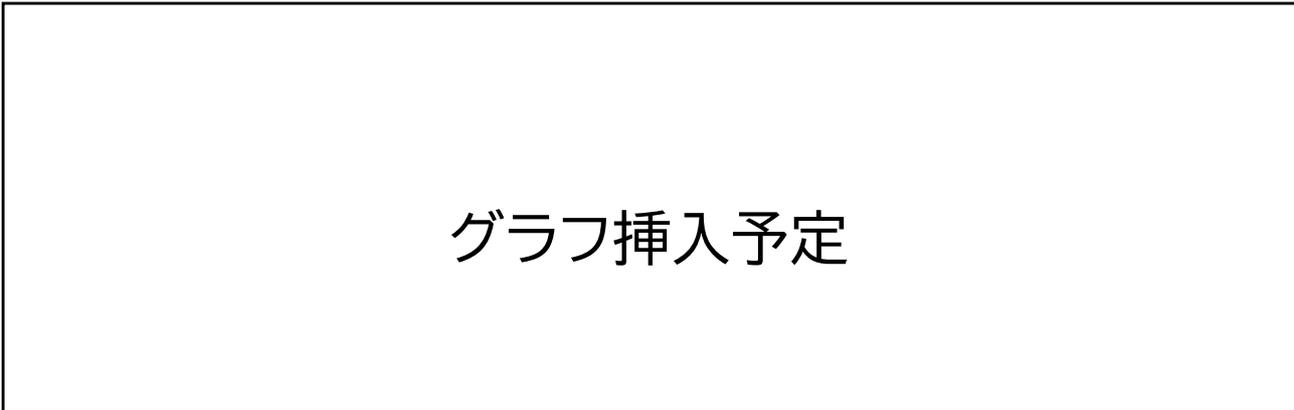
協働による取組

- 地元 NPO 法人との協働で昔の農具を使った農作業の実演をします。
- 文化財施設等での市民による解説ボランティアを育成・活用します。
- 伝統文化を保護・継承するため、伝統文化保存団体による市民への周知機会の創出を図ります。

めざす姿

- 市民一人1スポーツが定着し、健康で生きがいを持った市民が増えています。
- スポーツ・レクリエーションに取り組む市民が満足できる施設整備が行われています。

成果指標	現状値	目標値
体育施設を利用した市民の数		
スポーツクラブ数(登録団体数)		



現況と課題

- スポーツ・レクリエーションは、誰もが体力や年齢に応じて取り組むことができるものであり、健全な心と体を維持する上で重要なものです。市民一人ひとりが健康で生きがいを持って暮らせるよう、生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりが重要です。
- 本市ではこれまで、「市民一人1スポーツ」を目標に掲げ、各種体育施設の整備や、市民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション教室や大会の開催等を行ってきました。一方、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、体育施設を利用した市民の数は減少傾向にあります。世代を超えて多くの市民が気軽に参加して健康の増進を図れるよう、各競技団体等との連携により幅広い機会提供を図るなど、内容や運営について工夫をしていく必要があります。
- スポーツ・レクリエーション活動の推進のためには、団体への支援のほか、指導者の養成等が重要です。また、カミケンシルクドームをはじめとした各種体育施設の計画的な改修・修繕や、学校体育施設の有効活用など、身近な場所で気軽に利用できる施設等の整備・充実が求められています。加えて、スポーツへの興味や関心を高めて裾野を広げるために、一流選手によるプレーを間近で観戦する機会や、教室などで技術指導を受ける機会を提供することも重要です。
- 体育施設に対する多種多様なスポーツ・レクリエーションの利用要望があり、既存の体育施設を利用して行えるスポーツ・レクリエーションを増やしていくことも必要です。

施策の取組内容 [施策中項目]

<p>① スポーツ・レクリエーション事業による心身の健康の保持増進</p>	<p>●「市民一人1スポーツ」を目標に掲げ、早稲田大学との連携を進めるとともに、全ての市民が、生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しむことができるよう、気軽に参加できる各種スポーツ・レクリエーション教室及び大会等を充実し、心身の健康の保持増進を図ります。</p>
<p>② スポーツ・レクリエーション団体の支援</p>	<p>●本庄市スポーツ協会、本庄市レクリエーション協会、本庄市スポーツ少年団の活動を促進するため、必要な支援を行い、組織の育成、強化を支援していきます。また、総合型地域スポーツクラブについて支援を図ります。</p>
<p>③ スポーツ・レクリエーション指導者の養成・確保</p>	<p>●スポーツ・レクリエーションの推進を図るため、本庄市スポーツ協会等の各種団体と連携し、競技団体指導資格の取得の研修会、講習会等への参加を促進するほか、早稲田大学の協力のもと指導者講習会等を開催し、指導者の資質向上に努めていきます。また、スポーツ推進委員活動の充実を図ります。</p>
<p>④ 体育施設の維持管理と利用の促進</p>	<p>●市民が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、体育施設の安全確保に努めるとともに、計画的な修繕による維持管理を図り、改修等を行う場合は、実施可能なスポーツ・レクリエーションが増えるよう、施設の整備内容を検討します。また、指定管理者と連携を図り、一流選手のプレーを間近で体感できるように、スポーツ大会や教室の開催に努めます。</p>
<p>⑤ 学校体育施設開放の充実</p>	<p>●市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、市内の公立小中学校体育館・武道場及びグラウンドを学校教育に支障のない範囲で貸し出すとともに、学校と連携し適切な維持管理を行います。</p>

協働による取組

- 「市民一人1スポーツ」を推進していくには、幅広い範囲の教室を開いていく必要があります。そのため、市でスポーツ・レクリエーション教室を実施するだけでなく、各競技団体と連携し教室等を開催してもらうよう、支援します。また、スポーツの実技指導や助言を行ってもらうスポーツ推進委員と連携し、だれでも気軽に参加できるウォーキングのほか、ニュースポーツ教室等を実施していきます。

次期教育大綱の策定について

1. 教育大綱の趣旨

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき策定するものです。

その内容は、地方公共団体の長は、総合教育会議において、教育委員会と協議して、教育基本法第17条第1項に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての大綱を策定することと規定されています。

2. 次期教育大綱策定の必要性

現在の教育大綱（資料2-2）の対象期間が平成30年度から令和4年度となっていることから、今年度の総合教育会議において令和5年度以降の教育大綱を策定する必要があります。

3. 現在の教育大綱について（平成29年度の総合教育会議にて協議・策定）

<構成>・「基本理念」と「基本方針」の二段構成。

<内容>・本市の偉人である塙保己一の理念及び「本庄市総合振興計画（平成30年度から令和9年度）」の教育文化分野をベースに策定。

- ・「基本理念」：「世のため、後のための教育」（塙保己一の遺したことばより）

「～未来を拓く人を育み、歴史と文化の薫るまち～」(総合振興計画の教育文化分野の基本構想のフレーズより)

- ・「基本方針」：6つの柱立てで構成。6つの柱については、総合振興計画の教育文化分野の「基本計画」と同一。各柱の文言については、総合振興計画より抜粋し整理。

<期間>・平成30年度から令和4年度までの5年間。

4. 次期教育大綱策定における考え方・方向性（案）

以下のとおり、現在の教育大綱を踏襲し、総合振興計画の教育文化分野に沿ったものとする。

<構成>・現在の教育大綱と同様に策定。

<内容>・現在の教育大綱と同様に策定。

- ・「基本理念」及び「基本方針」の6つの柱については、現在の教育大綱と同一。各柱の中の文言については、再整理したい。

<期間>・令和5年度から令和9年度の5年間。

本庄市教育大綱

【平成30年度(2018年度)～平成34年度(2022年度)】

基本理念

世のため、後のための教育

～未来を拓く人を育み、
歴史と文化の薫るまち～

本市は、江戸時代の盲目の国学者である塙保己一
生誕の地です。

本市の教育は、塙保己一の遺したことば「世のため、
後のため」の理念のもと、自ら未来を切り拓く
ことのできる人材を育成します。

基本方針

1 確かな学力と自立する力の育成

変化の激しい時代において、子どもたちが夢や志を持ち、主体的・意欲的に自ら人生を切り拓いていけるよう、確かな学力と自立する力を学校・家庭・地域がともに力を合わせ育成します。

2 豊かな心と健やかな体の育成

互いの生命と人権を尊重し、他者を思いやる心や感動する心を育むとともに、運動に親しみ体力の向上に取り組む、心身ともに健やかな子どもたちを育成します。

3 教育環境の整備

子どもたちが快適かつ安心して学習に取り組めるよう、学校支援体制の強化や学校施設の計画的整備、教育機器の充実などの教育環境の整備を推進します。

4 生涯学習の活発化

誰もが豊かで充実した人生を送れるよう、多様なニーズに対応した学びの場の提供と情報発信を行うとともに、学びの成果を発揮できる機会の創出を図ることで、生涯学習と芸術文化活動の活発化を推進します。

5 文化財の保護と活用の推進

長い歴史と伝統を持つ本市の貴重な財産である文化財を適切に保護し、未来へと継承しつつ、これらを学び親しみ、また市内外にその魅力を広く発信していくとともに一層の有効活用を図ります。

6 生涯スポーツ・レクリエーションの促進

市民がいつまでも心身ともに健康で生きがいを持って暮らせるよう、「市民一人1スポーツ」を目標として、誰もがスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりを図ります。

○本庄市総合教育会議運営要綱

平成27年11月16日
告示第435号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4の規定に基づき、本庄市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項の協議及び調整を行う。

- (1) 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集し、会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第5条 会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(会議録の作成及び公表)

第7条 市長は、議事のほか次に掲げる事項を記載した会議録を会議の終了後遅滞なく作成し、前条ただし書の規定により会議を非公開とした部分を除き、これを公表するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその日時
- (2) 出席者及び欠席者の職及び氏名
- (3) 議題及び配布資料
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 会議録には、市長及び市長が指名する1人の構成員が署名するものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調査の結果を尊重しなければならない。

(傍聴の手続)

第9条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴できない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他市長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴の制限)

第11条 市長は、傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、会議の傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴人の禁止行為)

第12条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子、襟巻又は外とう類を着用すること。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、特に市長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(庶務)

第14条 会議の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。